

# 清水港港湾計画資料

－ 軽 易 な 変 更 －

平 成 2 0 年 3 月

清水港港湾管理者  
静岡県

## 目 次

1	変更理由	1
2	施設計画に関する資料	2
2-1	小型船だまり及びマリーナ計画	2
3	土地造成及び土地利用計画に関する資料	16
4	その他重要事項の計画に関する資料	18
4-1	港湾の効率的な運営	18
5	環境の保全に関する資料	19
6	その他の資料	20
6-1	新旧法線対照図（新興津・興津地区）	20
6-2	地方港湾審議会名簿	21

## 1 変更理由

(1) 海洋性レクリエーション拠点の形成による交流を促進し、臨海部の特性を活かした憩いとにぎわい空間を創出するとともに、公共水域におけるプレジャーボートの適正保管を推進するため、新興津・興津地区において小型船だまり計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

これに伴い、漁船やプレジャーボートと作業船との水域利用の適切な区分と活用を促進するため、袖師地区において小型船だまり計画を追加し、折戸地区において公共マリーナ計画を変更する。

(2) 港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点の拡充を図るため、新興津・興津地区において土地造成及び土地利用計画を変更し、効率的な流通業務を特に促進する区域を拡張する。

## 2 施設計画に関する資料

### 2-1 小型船だまり及びマリナー計画

#### (1) 種類別の小型船隻数

種類別の小型船の目標年次における隻数とその考え方は、次のとおりである。

表 2-1-1 種類別の小型船隻数

種類	既定計画	今回計画	隻数の考え方
漁船	102隻	102隻	既定計画のとおり
官公庁船	10隻	10隻	
作業船等	90隻	90隻	
プレジャーボート	1,300隻	1,300隻	
合計	1,502隻	1,502隻	

#### (2) 小型船だまり及びマリナー計画の変更の必要性

港湾や道路整備により失われた海浜の再生や、親水空間の確保を目的として整備される新興津地区の人工海浜や緑地とあわせ、新興津小型船だまりに清水港における憩いと賑わい拠点の機能を付加し、水産振興と海洋性レクリエーション活動の拠点とする。

プレジャーボートと作業船の混在や輻輳を避けるため、作業船の係留施設を袖師地区に確保する。

また、新興津地区小型船だまりの小型船収容計画の見直しに伴ない、折戸地区公共マリナーの規模を縮小する。

(3) 新規または変更する小型船だまり及びマリーナの規模・配置

新規及び変更する小型船だまりの規模及び配置の考え方については、漁船とプレジャーボートの適正利用から次に示すとおりである。

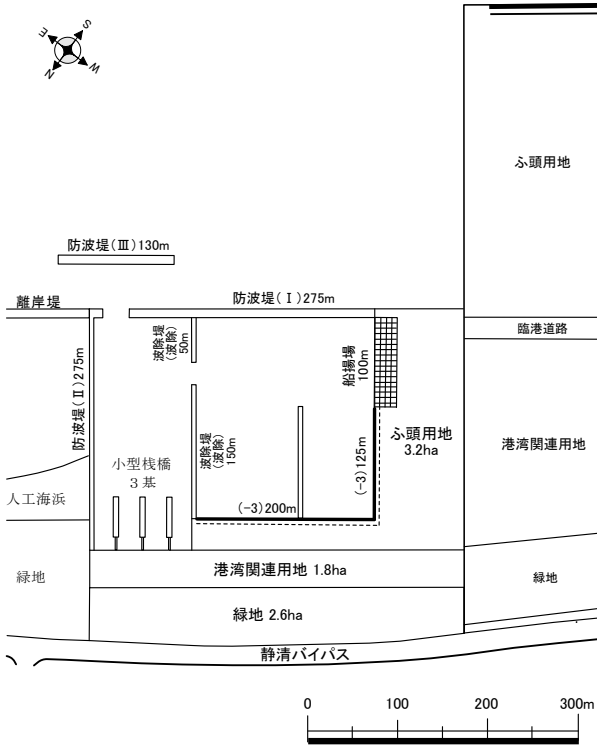
表 2-1-2 新規及び変更する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	既定計画			今回計画			施設の規模及び配置の考え方
		船舶種類	隻数	施設の規模	船舶種類	隻数	施設の規模	
新興津・興津地区	新興津小型船だまり	漁船 ・休憩用 ・陸揚用 ・準備用	26 17 102	防波堤680m 防波堤(波除)200m  物揚場(-3) 325m 船揚場 100m 埠頭用地 3.2ha	漁船 ・休憩用 ・陸揚用 ・準備用 プレジャーボート 休憩用	26 70 70 65	防波堤350m 防波堤(波除)50m  物揚場(-3) 865m 埠頭用地 3.6ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>係留施設前面において静穏度の目標値を満足するように防波堤を配置する。</li> <li>漁船の休憩用、陸揚用、準備用係留必要延長を充足する規模の物揚場を配置する。</li> <li>プレジャーボートの係留必要延長を充足する規模の物揚場を配置する。</li> <li>水産振興と海洋性レクリエーション活動に必要な面積の埠頭用地を配置する。</li> </ul>
		作業船	6	小型栈橋 3基				
袖師地区	袖師船だまり	—	—	—	作業船	6	小型栈橋 3基	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業船の係留必要延長を充足する小型さん橋を配置する。</li> </ul>

表 2-1-3 新規及び変更するマリーナの規模及び配置

地区名	施設名	既定計画			今回計画			施設の規模及び配置の考え方
		船舶種類	隻数	施設の規模	船舶種類	隻数	施設の規模	
折戸地区	公共マリーナ	プレジャーボート 休憩用	540	小型栈橋 9基  航路:水深2m 幅員40m  折戸貯木場 西防波堤50m撤去	プレジャーボート 休憩用	475	小型栈橋 8基  航路:水深2m 幅員40m  折戸貯木場 西防波堤50m撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレジャーボートの係留必要延長を充足する小型さん橋を配置する。</li> <li>水面貯木場での木材取扱との重複を避けるため、防波堤を一部撤去し、プレジャーボート用の航路を配置する。</li> </ul>

新興津小型船だまり【既定計画】



新興津小型船だまり【今回計画】

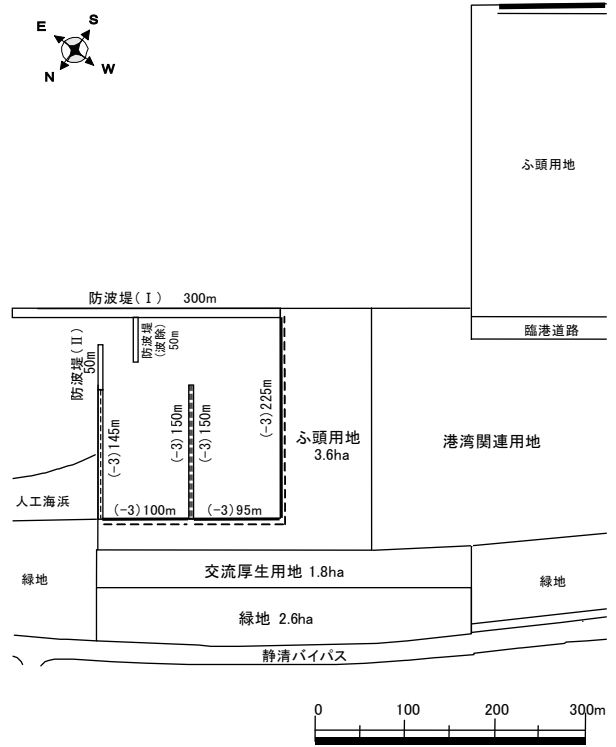
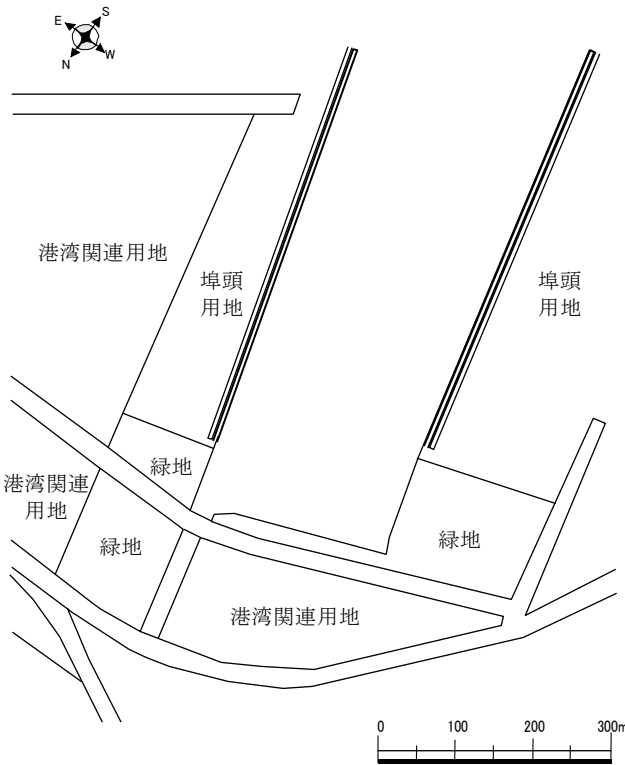


図 2-1-1 新興津小型船だまり (既定計画・今回計画)

袖師船だまり【既定計画】



袖師船だまり【今回計画】

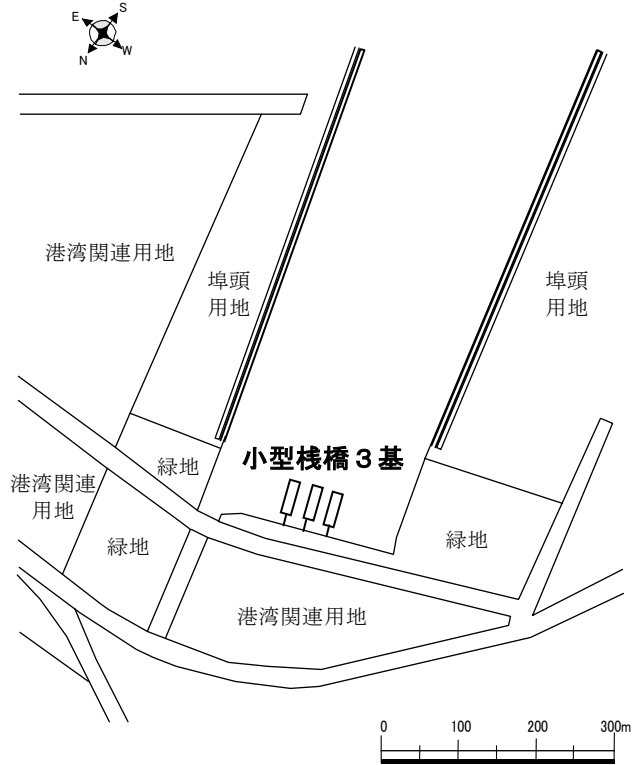
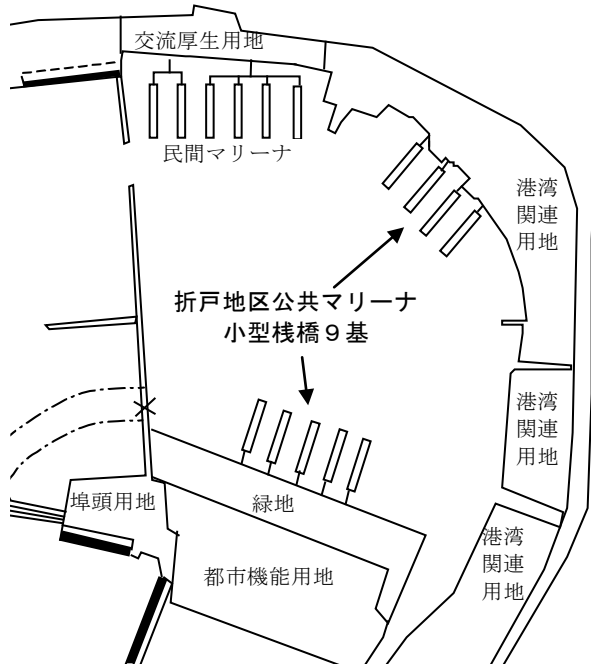


図 2-1-2 袖師船だまり (既定計画・今回計画)

折戸地区公共マリーナ【既定計画】



折戸地区公共マリーナ【今回計画】

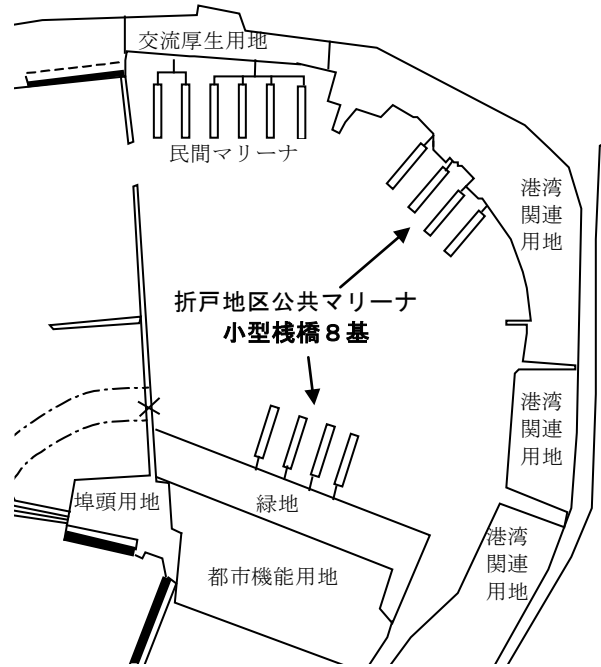


図 2-1-3 折戸地区 公共マリーナ (既定計画・今回計画)

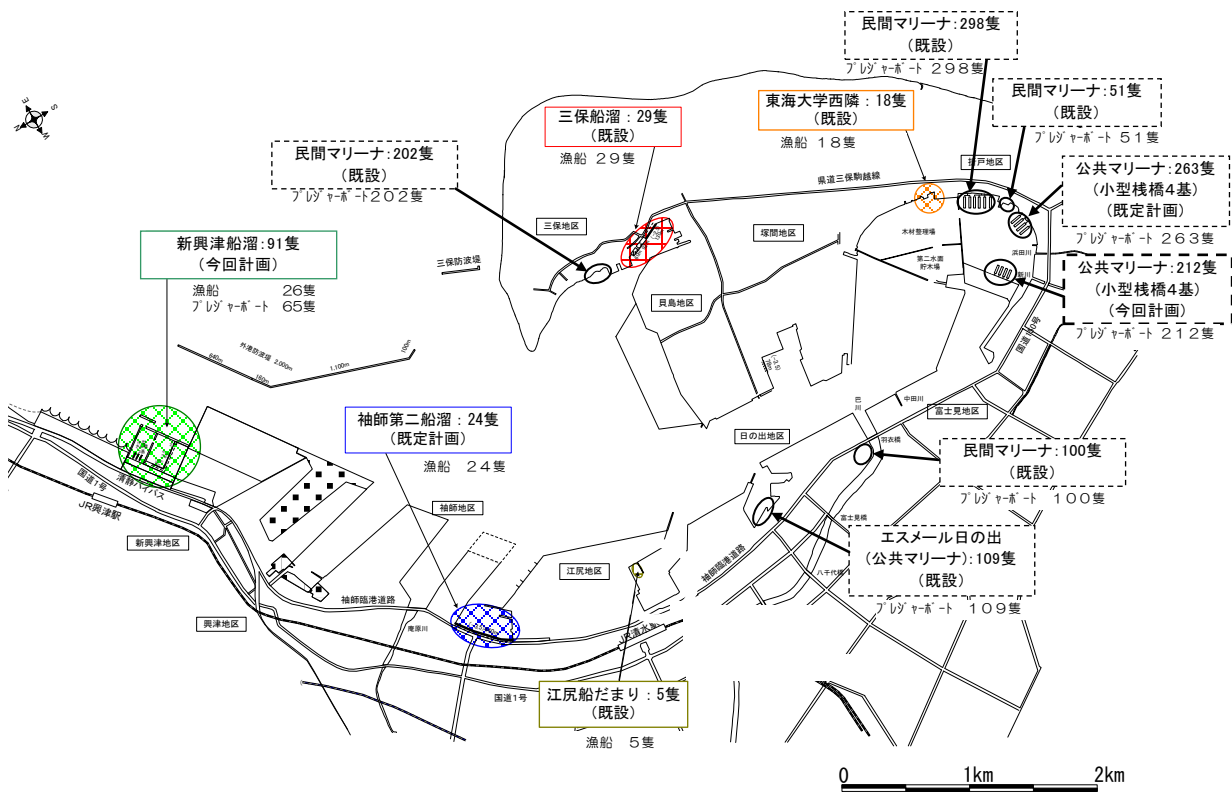


図 2-1-4 小型船だまり及びマリーナの配置計画 (漁船・プレジャーボート)

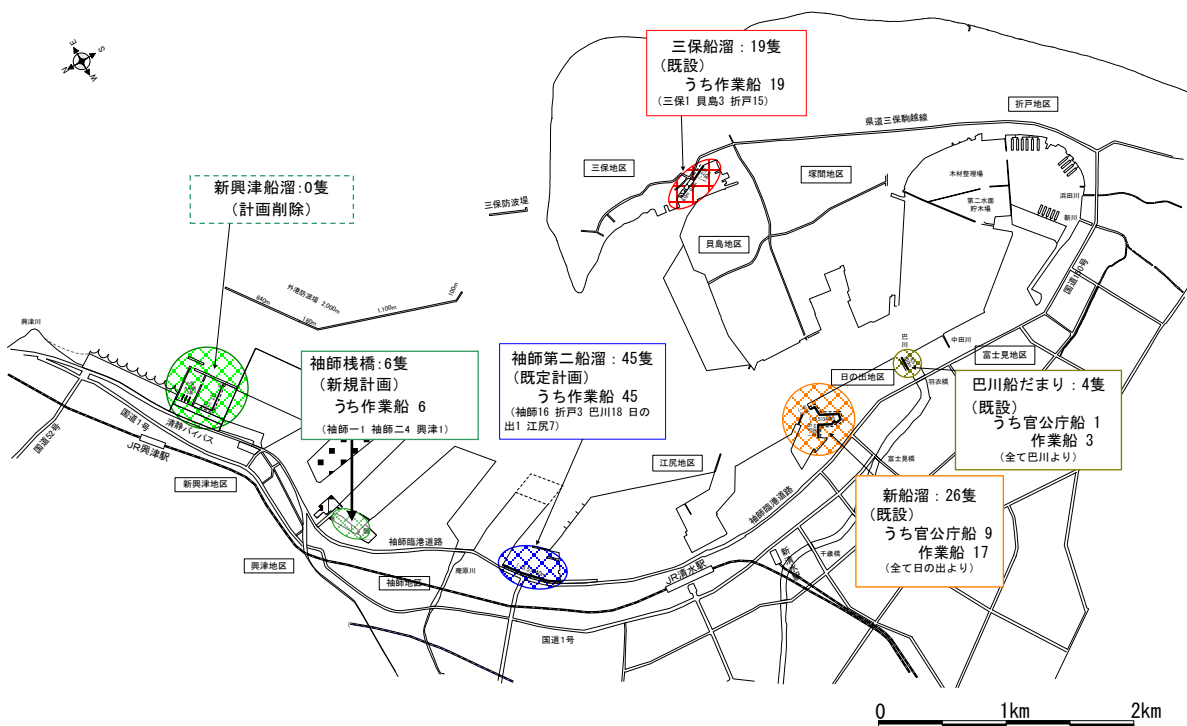


図 2-1-5 小型船だまりの配置計画 (官公庁船・作業船)



(4) 静穏度の検討 (新興津小型船だまり)

① 静穏度の目標

通常時、異常時の静穏度の目標は、次に示すとおりである。

表 2-1-4 静穏度の目標

区分	係留施設波高	稼働率
通常時	0.3m以下	97.5%以上
異常時	0.5m以下	—

② 検討港形と評価対象係留施設

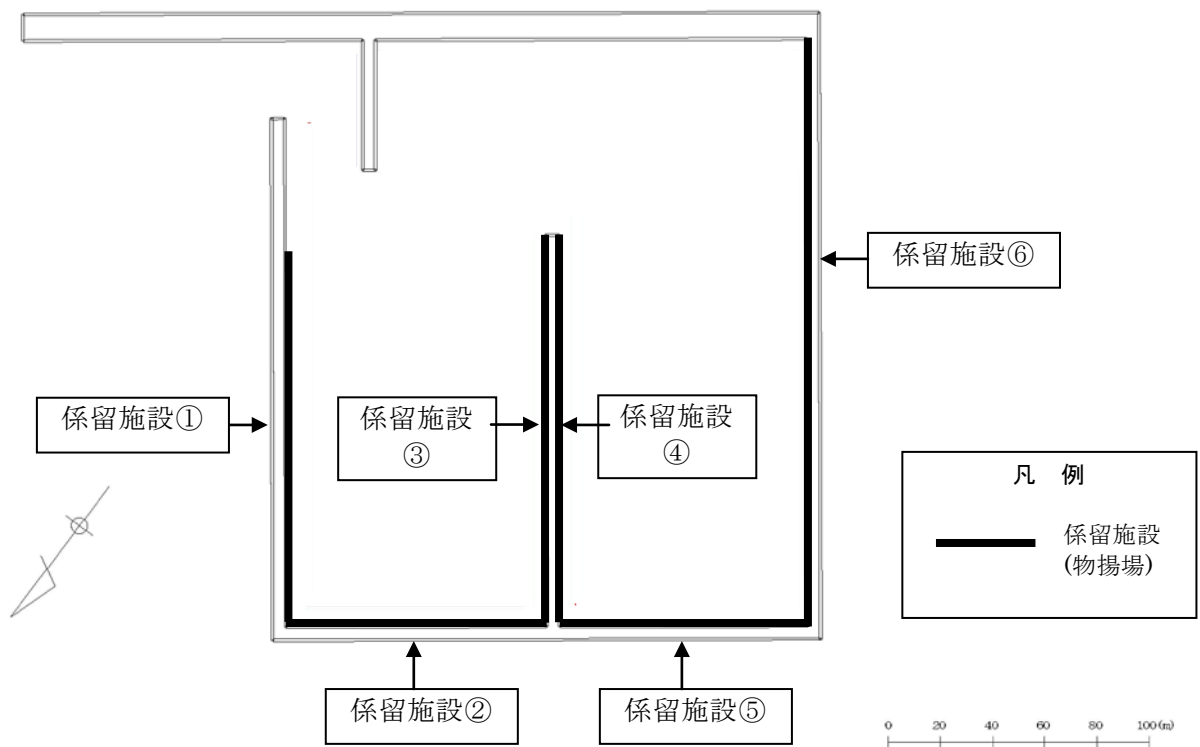


図 2-1-6 検討港形と評価対象係留施設

### ③通常時の静穏度

新興津小型船だまりの通常時における稼働率を表 2-1-5 に、波向別周期出現頻度表を表 2-1-6 に、波向別波高出現頻度図を図 2-1-7 に、等波高比分布を図 2-1-7 (1)～図 2-1-7 (3) にそれぞれ示す。

表 2-1-5 通常時における稼働率

名称	対象係留施設	0.3m以上の波高出現率(%)		稼働率
新興津 小型船だまり	①～⑥	NNE～SSW	0 %	100%

表 2-1-6 波向別波高出現頻度表 (小型船だまり前面部)

波 向：全波向  
季 節：通 年  
期 間：1999年 1月～2006年 12月  
地点名：港口部

波 向：16方位  
波 高：cm  
周 期：sec

波高	波向	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	total
0- 50		833 3.8	1959 9.0	2863 13.2	1246 5.8	1373 6.3	1874 8.7	6691 30.9	2204 10.2	41 0.2								19084 88.2
50- 100		2 0.0	12 0.1	53 0.2	74 0.3	64 0.3	111 0.5	1299 6.0	363 1.7	2 0.0								1980 9.1
100- 150					2 0.0	4 0.0	15 0.1	365 1.7	37 0.2									423 2.0
150- 200							3 0.0	108 0.5	7 0.0									118 0.5
200- 250							1 0.0	25 0.1										26 0.1
250- 300							2 0.0	11 0.1										13 0.1
300- 350							1 0.0	1 0.0										2 0.0
350- 400							1 0.0	1 0.0										2 0.0
400- 450																		
450- 500							1 0.0											1 0.0
-500																		
total		835 3.9	1971 9.1	2916 13.5	1322 6.1	1441 6.7	2009 9.3	8501 39.3	2611 12.1	43 0.2								21649 100.0

測得率：61.7 (%)，欠測回数：13415

上段：出現回数，下段：出現頻度 (%)

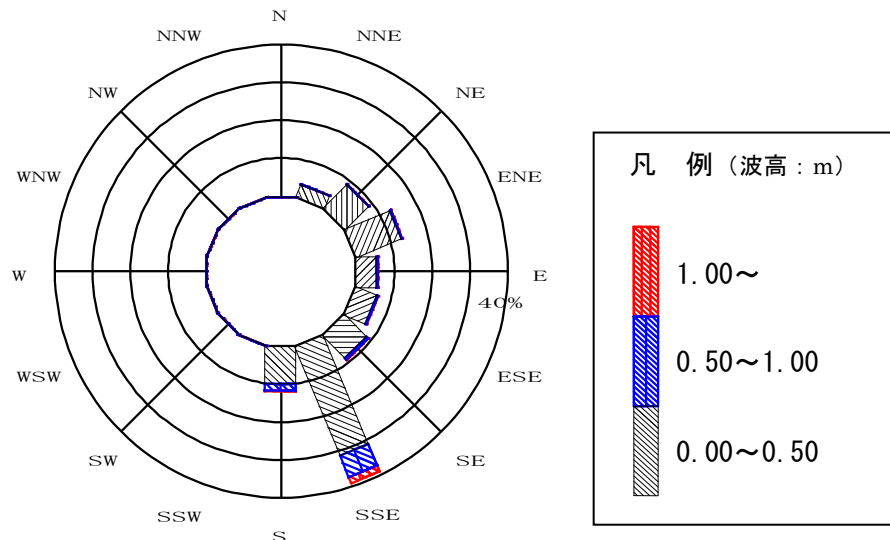


図 2-1-7 波向別波高出現頻度図 (小型船だまり前面部)

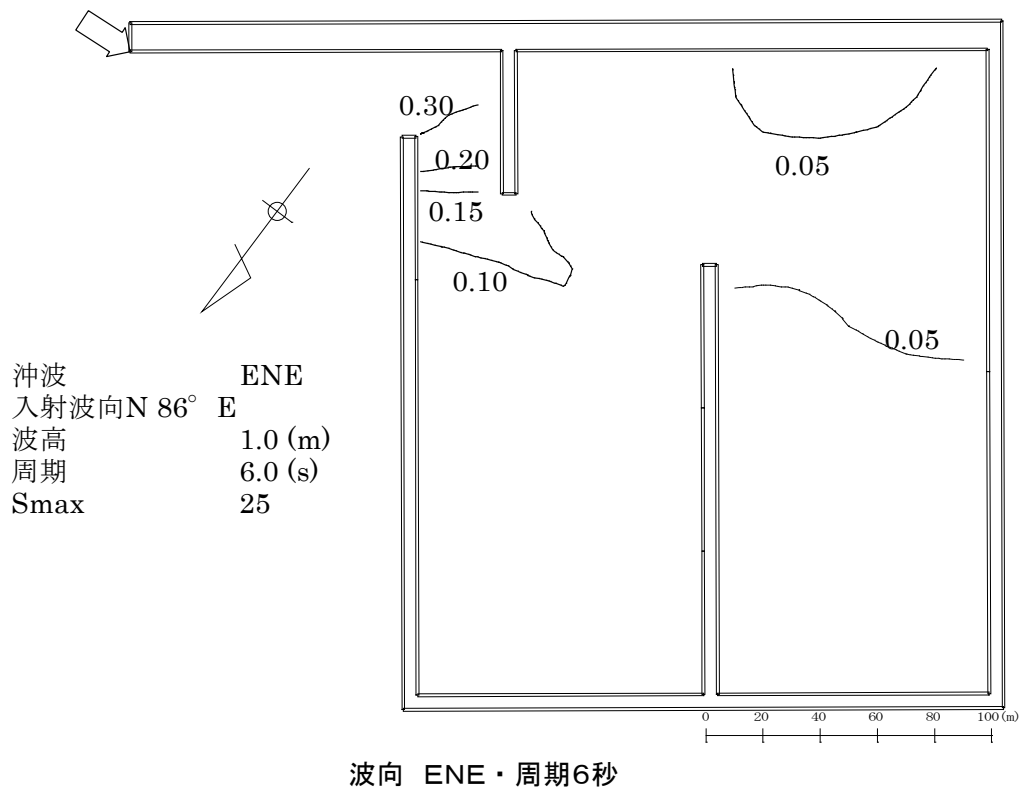
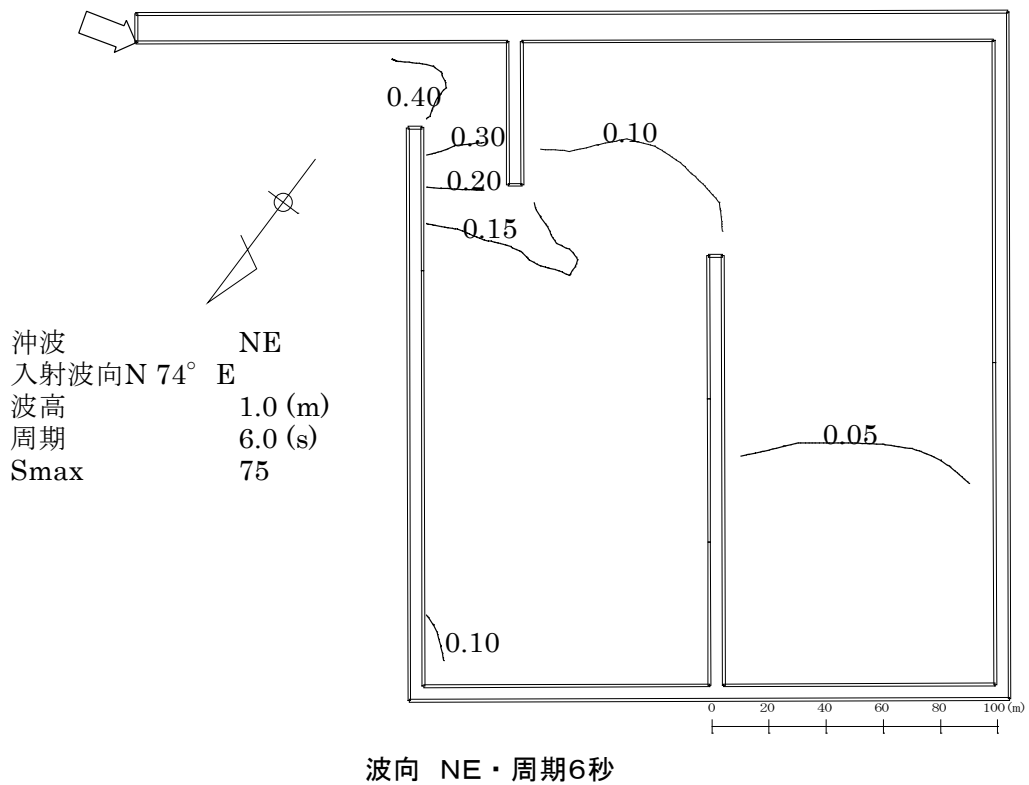


図 2-1-7(1) 等波高比線図 (通常時)

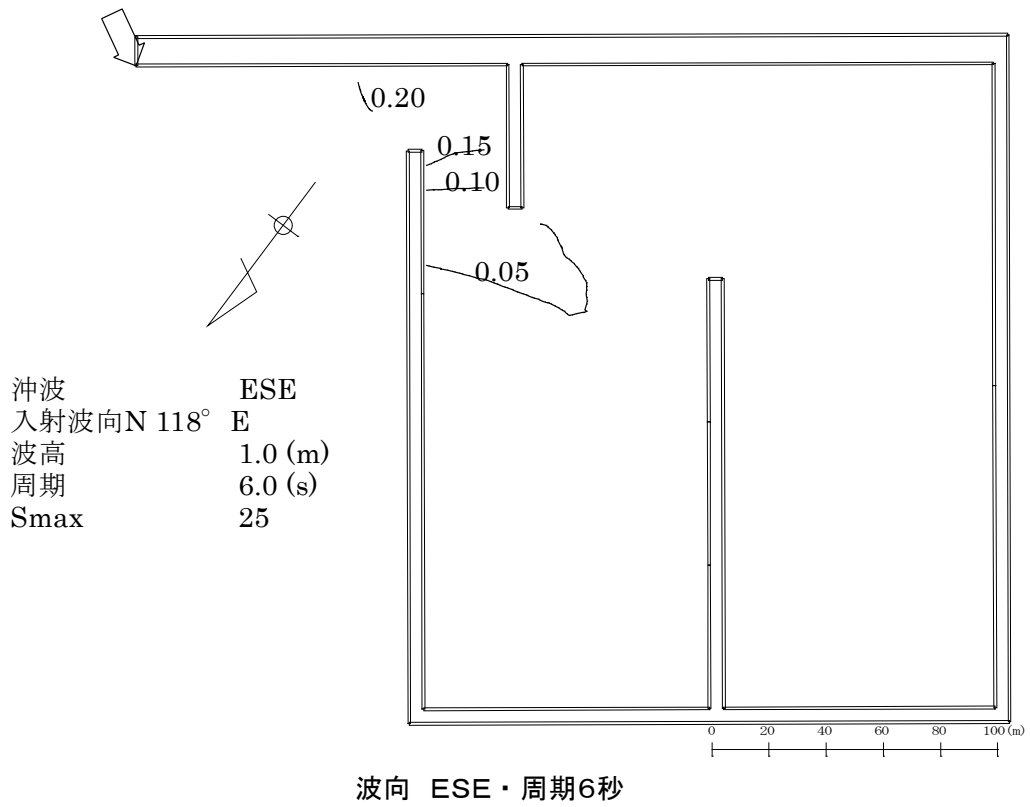
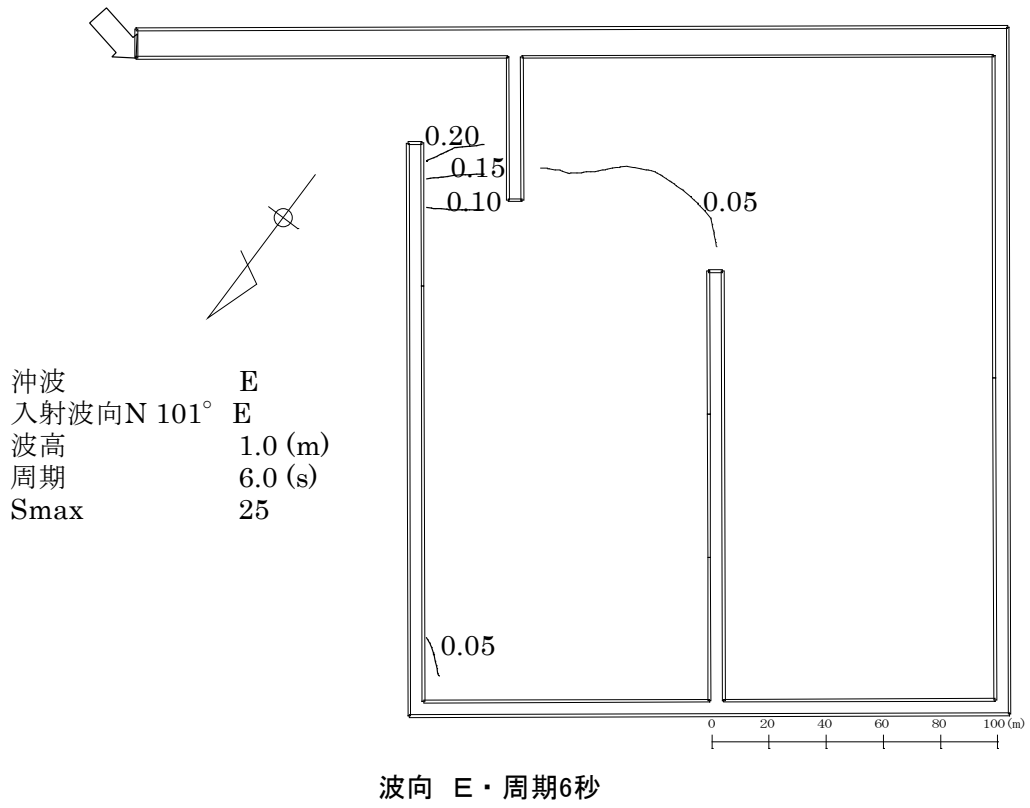


图 2-1-7(2) 等波高比线图 (通常時)

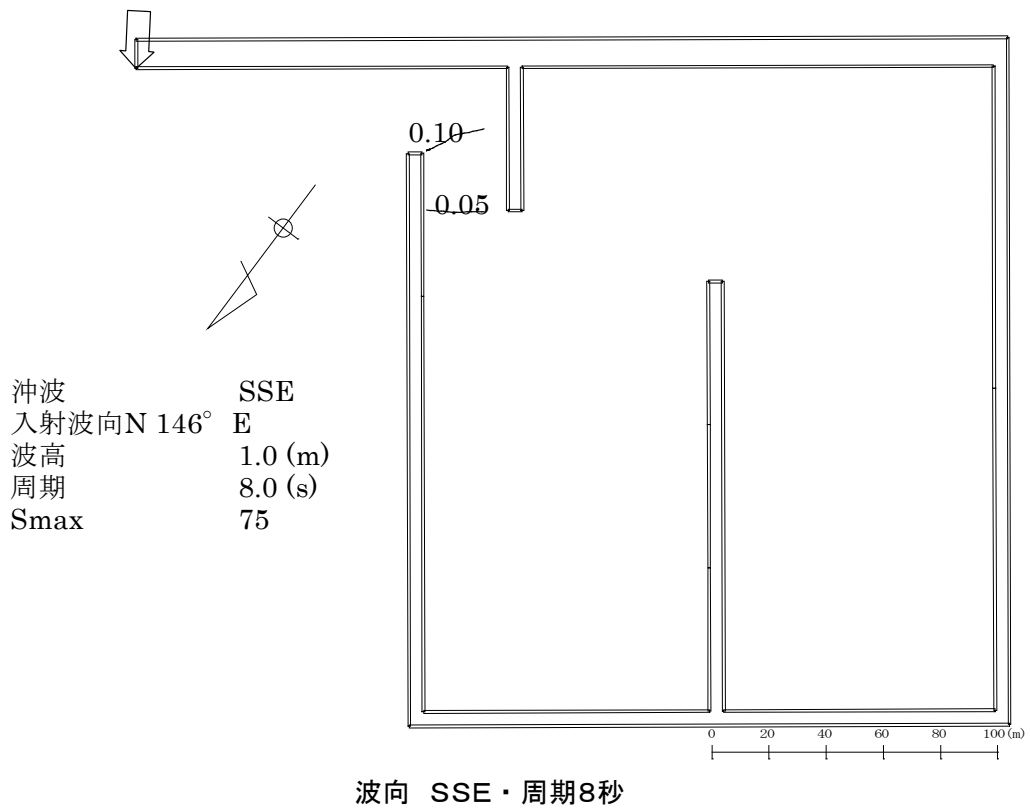
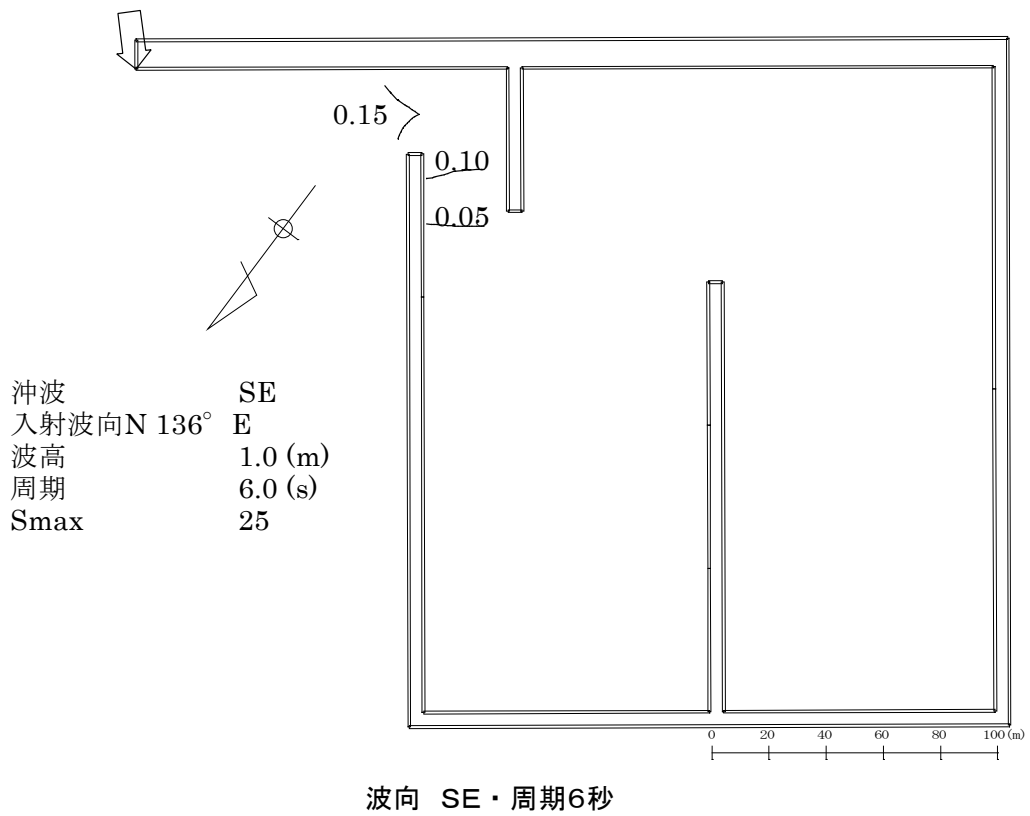


图 2-1-7(3) 等波高比线图 (通常时)

④異常時の静穏度

異常時における波高を表 2-1-7、表 2-1-8 に、等波高線図を図 2-1-8 (1)～  
図 2-1-8 (3) に示す。

表 2-1-7 異常時の沖波条件と小型船だまり前面部の到達波高

名 称	波 向	沖 波 (50年確率波)		小型船だまり前面部	
		波 高 $H_0$ (m)	周 期 $T_0$ (S)	波 向	波 高 $H_{1/3}$ (m)
新興津 小型船だまり	NE	2.37	6.59	N77° E	1.75
	ENE	3.10	7.54	N93° E	2.43
	E	3.29	7.76	N106° E	2.77
	ESE	3.75	8.29	N121° E	3.23
	SE	7.63	11.82	N131° E	5.54
	SSE	11.05	16.83	N133° E	6.41

表 2-1-8 対象係留施設での最大波高

沖波波向	小型船だまり 前面部 波高 $H_{1/3}$ (m)	評価対象係留施設での最大波高(m)					
		①	②	③	④	⑤	⑥
NE	1.75	0.20	0.20	0.23	0.15	0.09	0.15
ENE	2.43	0.21	0.21	0.24	0.15	0.10	0.15
E	2.77	0.19	0.19	0.22	0.14	0.09	0.14
ESE	3.23	0.18	0.18	0.20	0.13	0.08	0.13
SE	5.54	0.31	0.31	0.32	0.21	0.15	0.24
SSE	6.41	0.49	0.50	0.49	0.32	0.25	0.36

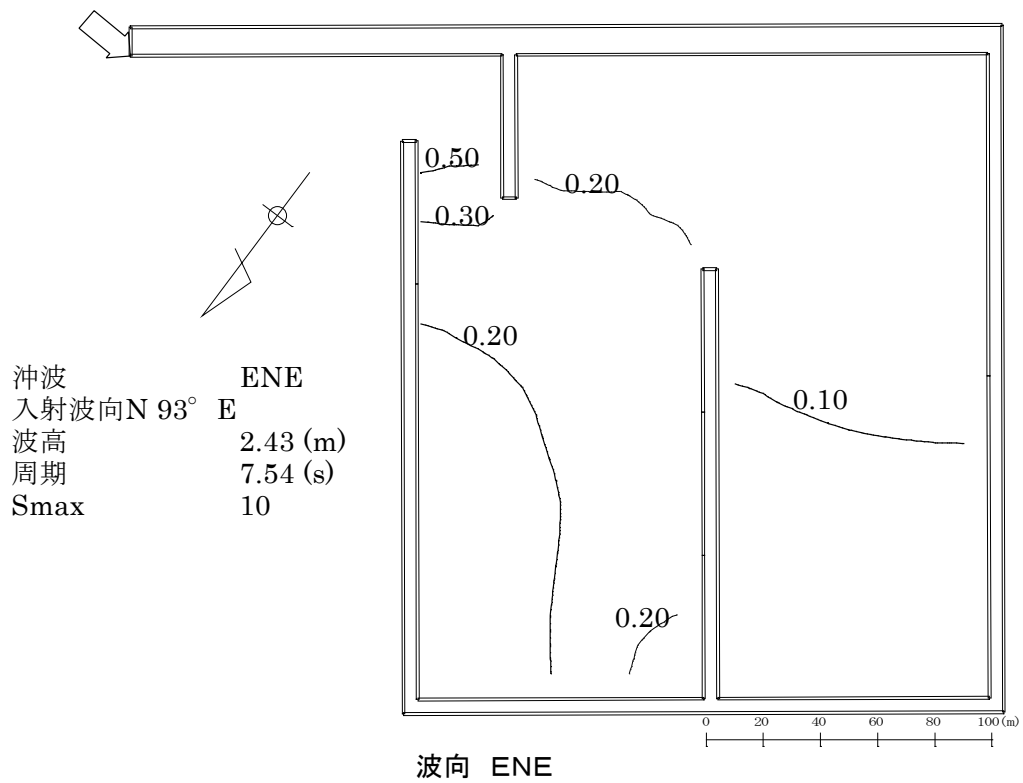
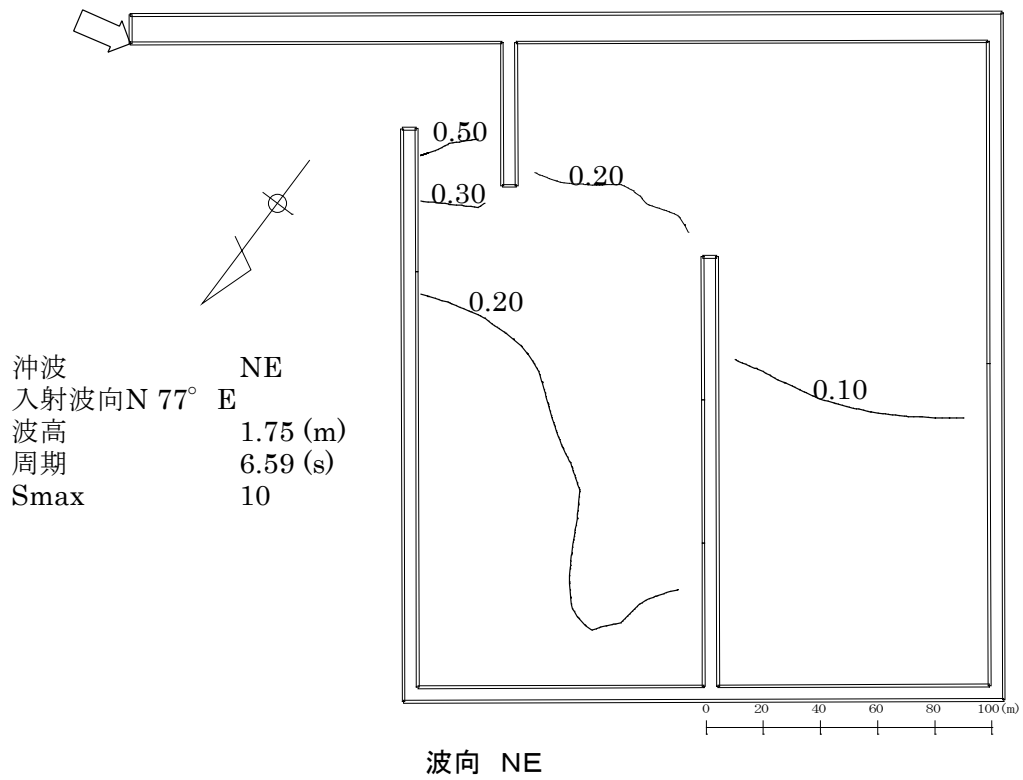


图 2-1-8(1) 等波高线图 (异常时)

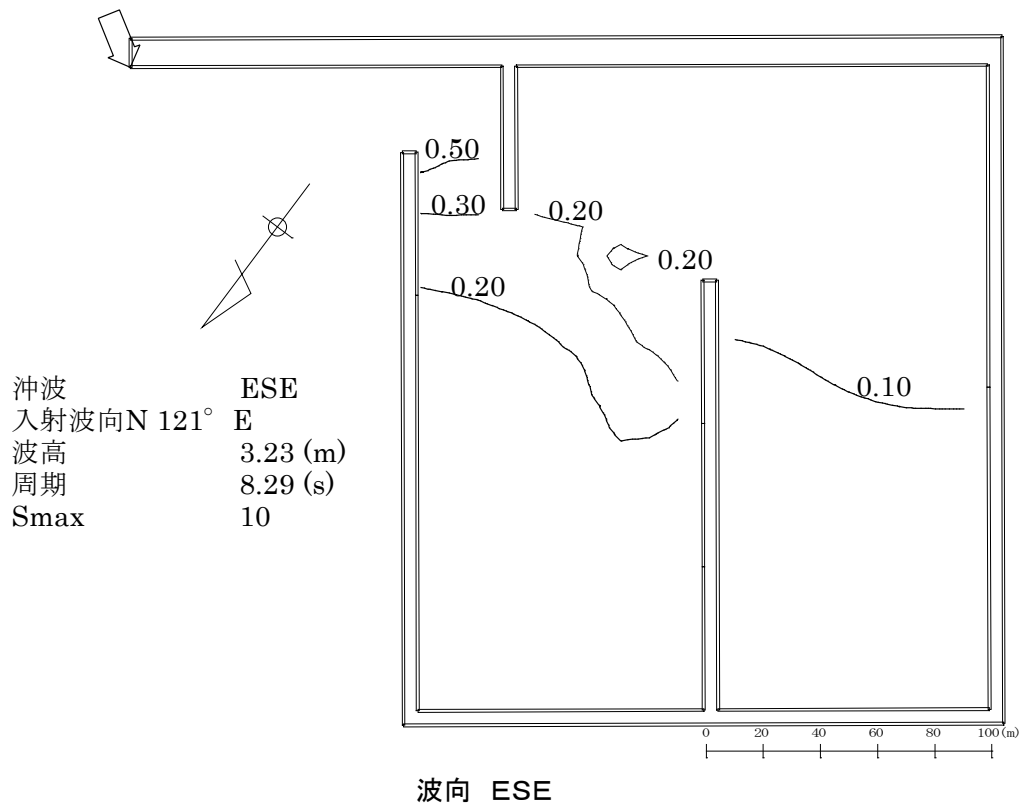
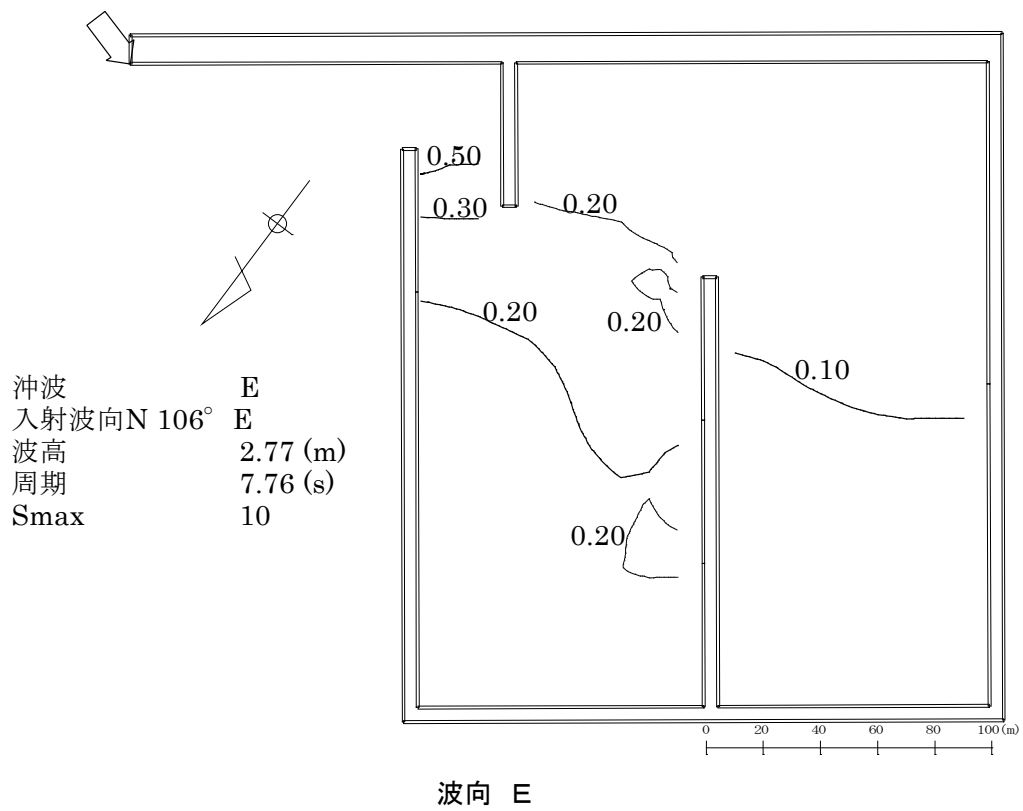


図 2-1-8(2) 等波高線図 (異常時)



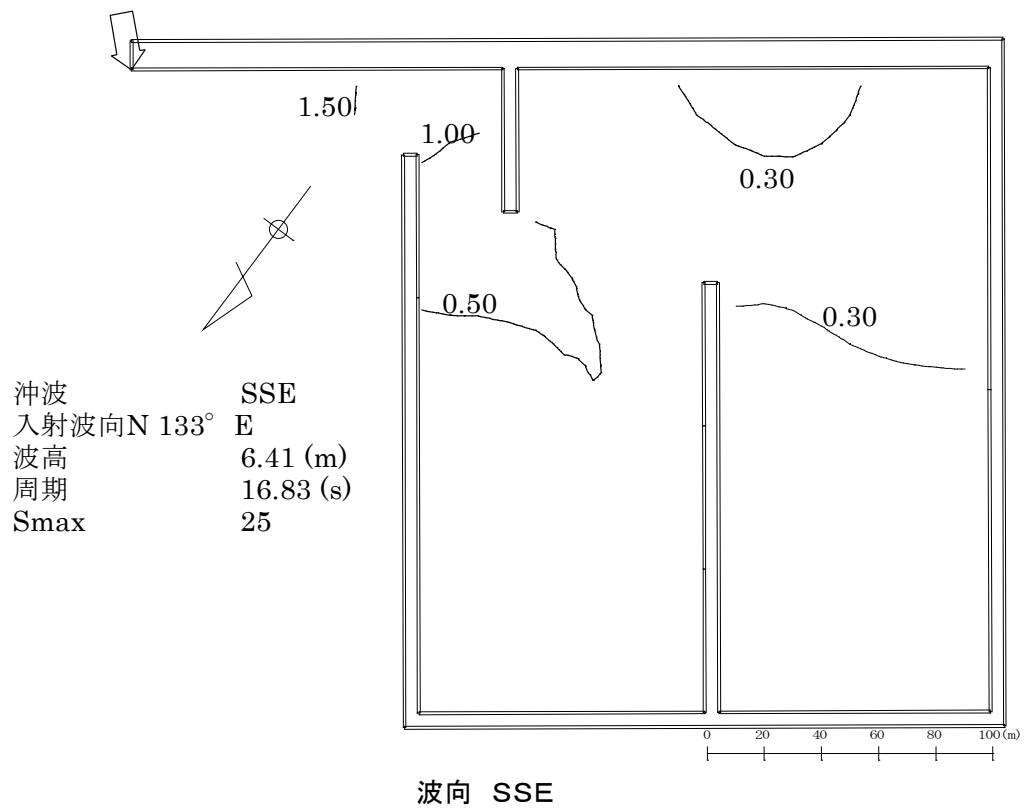
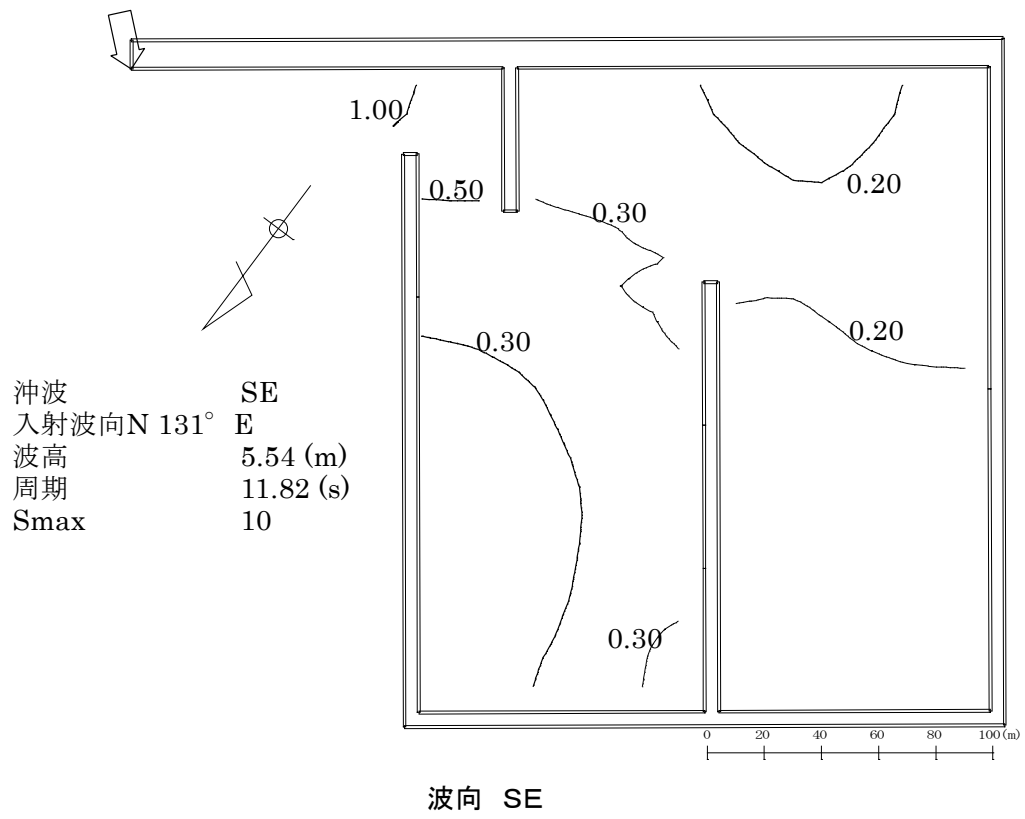


図 2-1-8(3) 等波高線図 (異常時)

### 3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

#### (1) 土地造成及び土地利用計画の変更

今回計画により変更する土地造成及び土地利用計画は、次のとおりである。

表 3-1-1 土地造成及び土地利用計画の変更理由

地区名 分類	既定計画		今回計画		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
新興津・興津地区 小型船だまり 関連	埠頭用地	3.2ha	埠頭用地	3.6ha	海洋性レクリエーション拠点の位置付け等に伴い面積増とする。
	港湾関連用地	1.8ha	交流厚生用地	1.8ha	海洋性レクリエーション拠点に位置付けるため、交流厚生用地に変更する。
新興津・興津地区 国際海上 コンテナ輸送 関連	港湾関連用地	34.5ha	港湾関連用地	37.7ha	国際海上コンテナターミナル背後の保管・流通加工・配送機能を担う物流産業用地の需要に対応するため、面積増とする。
合計		39.5ha	合計	43.1ha	

(2) 土地造成及び土地利用計画

①土地利用の変更前と変更後は、次のとおりである。

表 3-1-2 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(56.1) 56.1	(41.5) 41.5	(1.8) 1.8	(7.9) 7.9	(18.5) 18.5

注1. ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2. 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(55.7) 55.7	(40.1) 40.1		(7.9) 7.9	(18.5) 18.5

注1. ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2. 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

②土地造成の変更前と変更後は、次のとおりである。

表 3-1-3 土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(27.4) 27.4	(17.2) 17.2	(1.8) 1.8	(2.4) 2.4	(16.8) 16.8

注1. ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2. 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

既定計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	新興津・興津	(27.0) 27.0	(15.8) 15.8		(2.4) 2.4	(16.8) 16.8

注1. ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2. 今回の軽易な変更に係る地区のみ記述した。

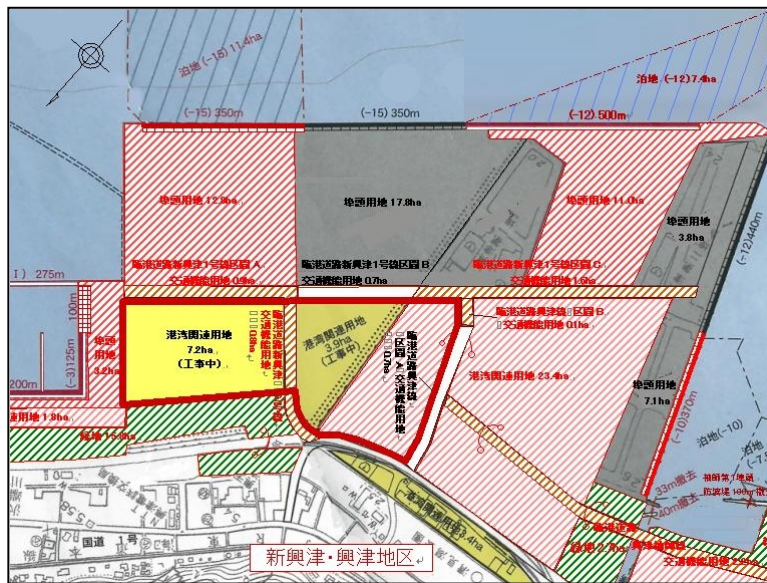
## 4 その他重要事項の計画に関する資料

### 4-1 港湾の効率的な運営

#### (1) 効率的な流通業務を特に促進する区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点の拡充を図るため、新興津・興津地区の効率的な流通業務を特に促進する区域を拡張する

#### 【既定計画】



#### 【今回計画】

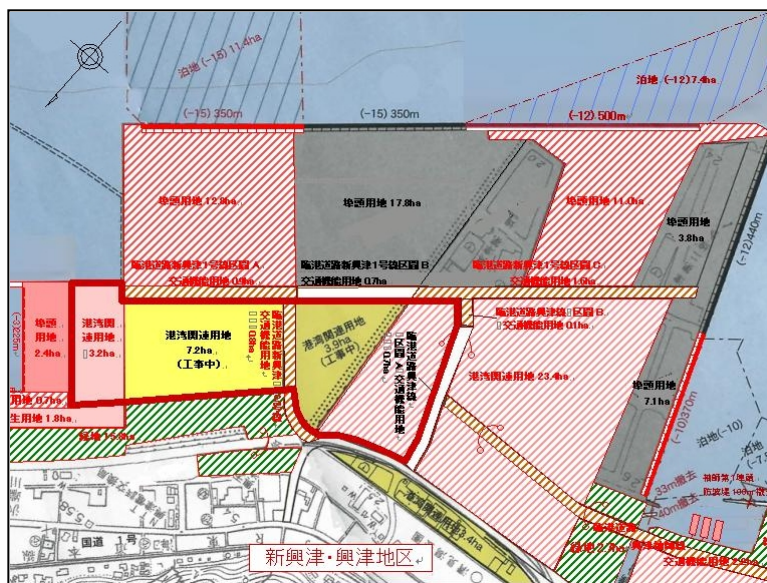


図 4-1-1 効率的な流通業務を特に促進する区域（赤色の太線枠内）

（既定計画・今回計画）

## 5 環境の保全に関する資料

### (1) 大気質への影響と評価

今回計画により汚染負荷が著しく増大するものではないことから、今回計画が大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

### (2) 潮流への影響と評価

今回計画においては、沿岸地形の変化は少ないうえ、防波堤位置が陸側に変更となることから、今回計画が潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

### (3) 水質への影響と評価

今回計画においては、著しい負荷発生施設の計画はないことから、今回計画が水質に与える影響は軽微であると考えられる。

### (4) 騒音・振動による影響と評価

今回計画により新たに発生する交通量は少ないことから、今回計画が騒音・振動に与える影響は軽微であると考えられる。

### (5) 生態系への影響と評価

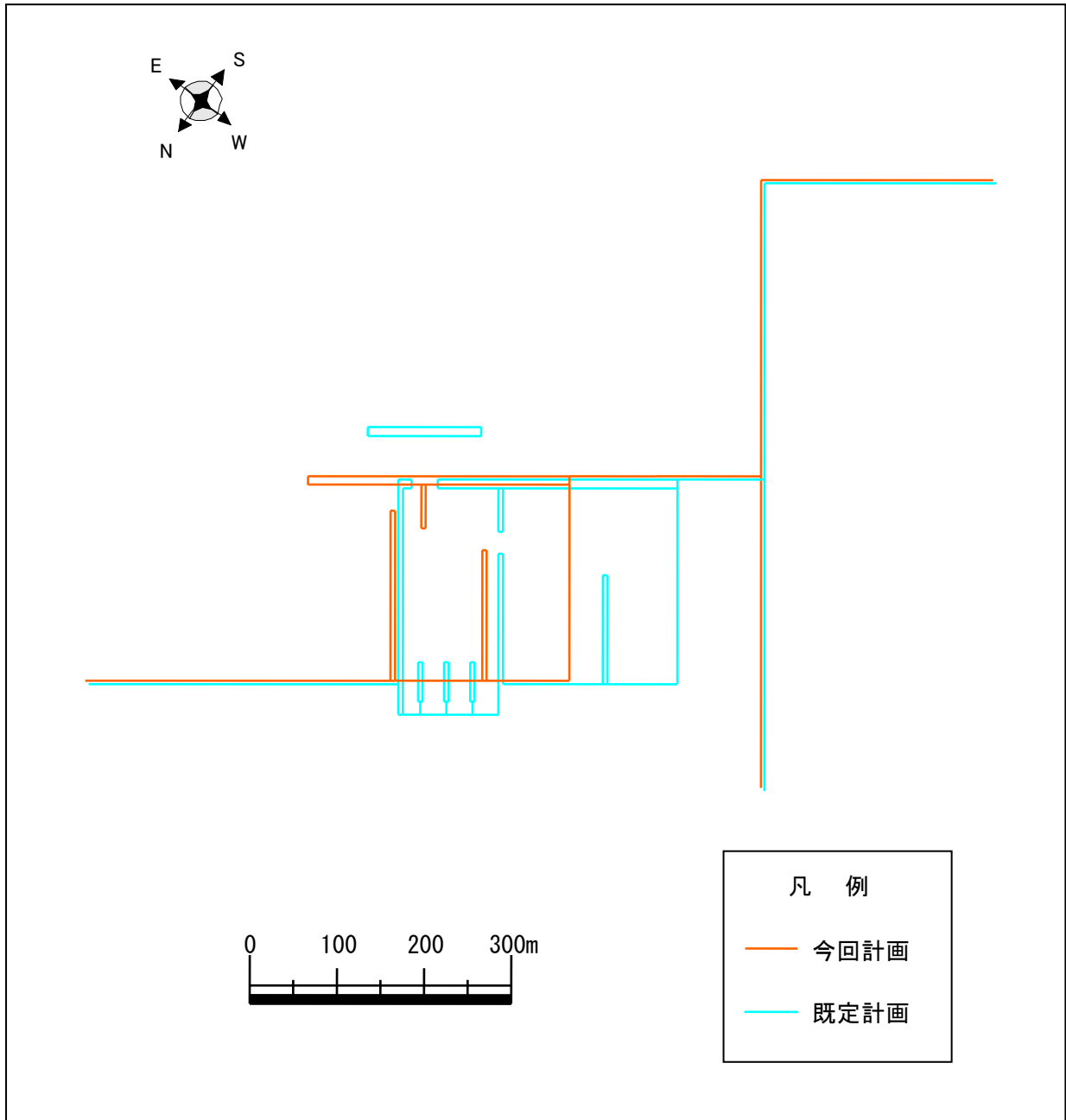
今回計画において、生物の生育・生育域の直接的な改変の程度は小さく、本計画が大気質、潮流、水質に与える影響が軽微であることから、今回計画が生態系に与える影響は軽微なものと考えられる。

### (6) 総合評価

以上の結果から、今回計画が周辺環境に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

## 6 その他の資料

### 6-1 新旧法線対照図（新興津・興津地区）



## 6-2 地方港湾審議会名簿

平成20年3月21日現在(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	明 瀬 純 子	消費生活アドバイザー
	黒 田 秀 彦	(財)国際臨海開発研究センター理事長
	関 いずみ	海とくらし研究所主宰
	高 木 敦 子	(有)アムズ環境デザイン研究所代表取締役
	高 梨 成 子	(株)防災&情報研究所代表
	中 嶋 壽 志	(財)静岡経済研究所常務理事
	東 恵 子	東海大学開発工学部教授
	松 田 義 弘	東海大学海洋学部教授
	山 口 祐 子	浜松NPOネットワークセンター代表理事
港湾関係者	鈴 木 與 平	清水港船舶代理店会会長
	長谷川 潔	清水水先区水先人会会長
	増 田 勇 一	静岡県漁業協同組合連合会理事
	水 澤 秀 樹	関東船主会副会長
	山 本 貴美枝	御前崎エコクラブ
	和 田 正 繁	全日本海員組合静岡支部長
県議会議員	大 石 哲 司	静岡県議会建設委員長
地元市町村 を代表する者	小 嶋 善 吉	静岡県港湾振興会会長
国の地方行政 機関の職員	岡 崎 匠	財務省名古屋税関長
	金 井 道 夫	国土交通省中部地方整備局長
	中 田 徹	国土交通省中部運輸局長
	宮 野 直 昭	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
臨時委員	石 原 茂 雄	御前崎市長